

令和6年度 定期巡回サービス充実支援研修

定期巡回・随時対応型訪問介護看護 サービスの特長

作成:兵庫あんしんネット24



サービスの特長

①24時間365日の在宅生活を支える基本の4つのサービス

日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護を一体的にまたはそれぞれが連携しながら、「定期巡回」「随時対応」「随時訪問」「訪問看護」のサービスを提供します。



定期巡回サービス

(ヘルパー定期訪問)

1日1回から複数回、決まった時間にヘルパーが訪問し、おむつ交換や服薬介助などを行います。(訪問の回数や時間は、個々のケアプランによって異なります)



安否確認、排せつ介助、体位変換
服薬介助、移乗・移動介助、
記膳下膳、水分補給など

随時対応サービス

(つながる安心)

不安になったらいつでも相談できる窓口があります。ボタンを押すだけのケアコール端末等で24時間365日対応しています。オペレーターが相談を受けたり、必要に応じてはヘルパーの手配を行います。



随時訪問サービス

(いざという時も安心)

「転んで起き上がれない」「気分が悪くなった」など急な事態にもヘルパーが訪問します。必要に応じて、主治医の指示を仰ぎます。

- 転倒・転落時の対応
- 急な排泄介助など



訪問看護サービス

(看護ニーズにも対応)

必要に応じて看護職員が訪問し、服薬管理、床ずれの処置、点滴の管理などを行います。

訪問看護が必要のない方にも概ね月1回のアセスメントがあります。



利用対象者

定期巡回サービスは、地域密着型サービスのため利用には条件が設定されています

(1) 要介護1～5の認定を受けている（要支援の方は利用不可）

重度化の防止・ADLの向上を基本理念とした、要介護者に向けたサービス

(2) 住所地が〇〇市内である

〇〇市内に住んでいるが、住所地が他の市区町村にある場合、両市の許可が得られれば「住所地特例」としてサービス提供が可能



利用のメリット

(1) 短時間、複数回訪問/日が可能である

→ 2時間以内の再訪問や20分未満のサービス提供が可能

(2) 適切なアセスメントによる臨機応変なサービス(計画作成責任者の存在)

→ 状態に応じた訪問回数・時間をその都度見直し対応

(3) 端末設置による、繋がる安心。随時訪問の安心

→ 24時間365日、オペレーターに繋がるので、緊急時の対応も可能



(4) 包括報酬

→ 要介護度に応じた月あたりの定額制のため、利用者負担を抑えられる

利用のメリット

(5) ケアマネジャーの変更は無い

→小規模多機能・看護小規模多機能と違い、現行のケアマネジャーがプランを持てる

(6) 介護と医療が一体となって、利用者を支える事ができる

→ 介護・看護が密に連携をとるため、生活面・医療面の両面からの支援が出来る

(7) 看護の存在（医師、薬剤師等との連携が密に取れる）

→ 医療の介入が不要の方でもおおむね月1回、看護師によるアセスメントを実施



利用に適した方

退院直後

- ・ 状態が不安定である（在院日数の短縮）
- ・ コール端末設置による安心
- ・ 服薬確認



認知症の服薬確認

- ・ 単位数を気にせずに、毎日服薬確認の訪問が可能
- ・ 20分ルールの適応がなく、短時間複数回の訪問が可能



がん末期



- ・ 状態が不安定であるため、臨機応変な対応が必要
- ・ 訪問看護は医療保険が利用できる
- ・ 独居の看取りも可能

看取り

- ・ 24時間体制である
- ・ 頻回訪問で安否確認が可能。利用者の安心感
- ・ 臨機応変に対応可能



利用制限

併用して使えるサービスと使えないサービスがあります

OK!



【併用可能サービス】

- ・ デイサービス、ショートステイ、訪問入浴、福祉用具
- ・ 訪問リハビリ

⇒ ただし、**訪問看護事業所からの訪問リハビリは利用できません**

NG!



【併用不可サービス】

- ・ 他の事業所から提供される、訪問介護、訪問看護

⇒ ただし、**夜間帯のみであれば定期巡回サービスの利用可能**

- ・ 施設系サービス



訪問介護と定期巡回サービスの同日中のサービス変更は可能

【参照資料】指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月31日老計発第0331005号 老振発第0331005号 老老発第0331018号 厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長連名通知）<https://www.mhlw.go.jp/topics/kaigo/housyu/dl/c04.pdf> P.13 2 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費 (1)基本単位の算定について

出来ることと出来ないこと(サービス内容)

介護保険上の出来ること・出来ないことの考え方は訪問介護と同じ



身体介護のサービスを受けられる方

本人が食事や入浴などの生活動作ができず、介助を必要とする場合に、世帯や家族の状況に関わらず、利用できます。



生活援助のサービスを受けられる方

本人が一人暮らしで身体状況などにより自分では家事が困難な場合や、同居する家族等が傷害や疾病等、または同様のやむを得ない事情により、家事が困難な場合に、利用できます。



1. 利用者本人以外のための行為
2. ホームヘルパーが行わなくても日常生活に支障がないと判断される行為
3. 日常的に行われる家事の範囲を超える行為

は対象になりません。



※換気扇や照明器具、エアコン、ベランダ等の掃除も、日常の家事の範囲を超える行為です。

利用者本人がいない時のサービス



利用者本人がいない時に、サービスを利用することはできません。例えば、本人が外出しているときに、ホームヘルパーが自宅で掃除や洗濯を行うのは、介護保険の対象となりません。



但し、

「安否確認・健康チェックのみ」「2時間以内の再訪問」「20分未満のサービス」の提供可能!

サービスの内容自体に違いは無いが、利用条件や特徴、提供の仕方が違う



※「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について(老計第10号)」もご確認下さい

介護・看護の連携

定期巡回サービスの大きな強みは、「介護」「看護」の連携によるサービス提供です。
事業所の形態は下記の2つに分けられます

- ①1つの事業所で訪問介護と訪問看護のサービスを提供する「一体型事業所」
- ②事業所が地域の訪問看護事業所と連携してサービスを提供する「連携型事業所」

①一体型事業所

定期巡回・随時対応型事業所

訪問介護

入浴・排泄その他の
日常生活の世話

訪問看護

療養上の世話
診療の補助

介護・看護の一体的提供

②連携事業所

定期巡回・随時対応型事業所

訪問介護

入浴・排泄その他の
日常生活の世話

連携

訪問看護事業所

訪問看護

療養上の世話
診療の補助

介護・看護の一体的提供

介護・看護のイメージ



介護職員

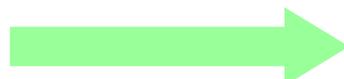
- ☑ 24時間・複数回・頻回訪問ができる
- ☑ 点ではなく面で支える
- ☑ 全体像が把握できる



医療的アドバイスを元に、スキルも向上
利用者を把握・介護することができる



医療的相談がしやすい



指示・指導が出来る



看護職員



- ☑ 介護職員の情報をもとに全体像が把握しやすい
- ☑ 医療と生活がよく見える
- ☑ 介護職員が看護職員の手となり目となってくれる



必要以上の緊急訪問することなく
医療面・生活面で支えることができる



ご利用者

医療面・生活面共に安心して在宅生活を継続することが出来る

単位数

※要支援の方は使えません

基本単位数（月額包括報酬）

介護度	一体型		連携型	
	介護のみ	介護+看護	介護のみ	訪問看護
1	5,446	7,946	5,446	
2	9,720	12,413	9,720	
3	16,140	18,948	16,140	2,954
4	20,417	23,358	20,417	
5	24,692	28,298	24,692	3,754

夜間帯のみの定期巡回サービス

基本夜間訪問サービス費（1月につき）	989
定期巡回サービス費（1回につき）	372
随時訪問サービス費（Ⅰ）（1回につき）	567
随時訪問サービス費（Ⅱ）（1回につき）	764



「介護のみ」でご利用の方にも、
月1回の看護職員による生活アセスメントが実施されます



単位数（加算）

名称	単位数	
初期加算	30	利用を開始した日から起算して30日以内に限り算定
退院時共同指導加算	600	当該退院又は退所につき1回（特別な管理を必要とする利用者については2回）に限り算定
総合マネジメント体制加算	(I) 1,200 (II) 800	利用者の心身状況又はその家族等を取り巻く環境の変化に応じ、計画作成責任者、看護職員、介護職員、その他の者が共同して随時適切に計画の見直しを行っている場合、1月につき算定
ターミナルケア加算	2,500	死亡日及び死亡前14日以内に2日以上 of ターミナルケアの実施した場合に算定
生活機能向上連携加算	(I) 100 (II) 200	医師や理学療法士等の助言に基づき、計画作成責任者が生活機能の向上を目的とした、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を作成している場合に、1月につき算定
認知症専門ケア加算	(I) 90 (II) 120	認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者が利用者の100分の50以上であり、認知症に関する専門的研修を受講した職員を配置し、専門的な認知症ケアを実施した場合、1月につき算定

単位数（加算）

名称	単位数	
緊急時訪問看護加算	(Ⅰ) 325 (Ⅱ) 315	看護に関する相談に常時対応し、緊急時の訪問を必要に応じ行うことができる体制にあり、利用者に説明し同意を得ている場合、1月につき算定
特別管理加算	(Ⅰ) 500 (Ⅱ) 250	在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレなどご利用者の状態によって、1月につき算定
サービス提供体制強化加算	(Ⅰ) 750 (Ⅱ) 640 (Ⅲ) 350	介護職員のうち、介護福祉士の割合や常勤職員の割合が一定以上であって、定期健診の実施や個別研修計画を立て必要な研修を行っている場合等に、1月につき算定

事業所毎に算定内容が異なります。
サービス開始時には事業所に確認下さい。



単位数（減算）

① デイサービス利用

デイサービスを利用された日は**減算**されます



② ショートステイ利用

短期入所系サービスの利用日数に応じた**日割り計算**となります（自宅に戻られた日は算定）。
具体的には、当該月の日数から、当該月の短期入所系サービスの利用日数（退所日を除く）を減じて得た日数に、定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（Ⅰ）又は（Ⅱ）の日割り単価を乗じて得た単位数が、当該月の所定単位数となります。

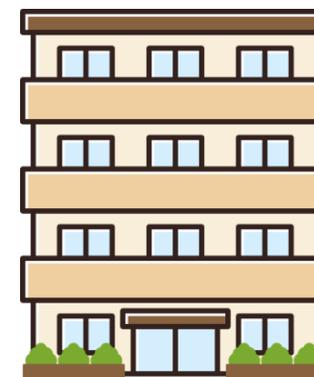
③ 事業所と同一建物の利用者にサービスを行う場合

事業所と同一建物の利用者にサービスを行う場合 600単位

事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 900単位

※入院は算定されますが、1度も訪問のなかった場合は算定されません

介護度	介護のみ	介護+看護 (一体型)
1	179	261
2	320	408
3	531	623
4	672	768
5	812	931



ご清聴ありがとうございました



定期巡回サービスアニメ
公開中